

三戸町有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三戸町が所有又は発行する各種の広告媒体（以下「広告媒体」という。）に掲載する一般商業広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 広報さんのへ
- (2) 三戸町ホームページ

(掲載する広告の基本姿勢)

第3条 広告媒体の主な目的及び公共性と品位を損なうおそれのないものとする。

(広告掲載の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料)

第4条 広告の掲載位置、掲載期間、規格及び広告掲載料は、次の表のとおりとする。ただし、広報さんのへについては、編集状況に応じて、位置を変更することがある。

(1) 広報さんのへ

掲載位置	掲載期間	規格（縦×横）	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）／月
お知らせ欄 各紙面下部	月号単位	1号広告 50mm×185mm	広告デザインを電子データにより提出する場合 10,000円 広告デザインを電子データにより提出しない場合 13,000円
		2号広告 50mm×92mm	広告デザインを電子データにより提出する場合 5,000円 ※三戸町消防団協力事業所表示制度により認定を受けている事業所にあつては、1か月号分を無料とする。 広告デザインを電子データにより提出しない場合 7,000円

(2) 三戸町ホームページ

ア 町内事業者

掲載位置	掲載期間	規格（縦×横）	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）／月
町内事業者 優先バナー 広告欄	1月単位とし、最大 期間12か月 ※年度末（3月末） を掲載期限とし、継 続を希望する場合は 再度申請すること	114ピクセル× 245ピクセル ※バナーデザイン は電子データ （JPEG、PNG形式） により提出するこ ととする。	1,000円 ※三戸町消防団協力事業所表 示制度により認定を受けて いる事業所にあつては、最 大期間12か月分を無料と する（年度末を掲載期限と し、継続を希望する場合は 再度申請すること）。

イ 町外事業者

掲載位置	掲載期間	規格（縦×横）	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）／月
一般バナー 広告欄	1月単位とし、最大 期間12か月 ※年度末（3月末） を掲載期限とし、継 続を希望する場合は 再度申請すること	114ピクセル× 245ピクセル ※バナーデザイン は電子データ （JPEG、PNG形式） により提出するこ ととする。	2,000円

（掲載できない広告）

第5条 次の各号に該当する内容の広告は取り扱わないものとする。

- (1) 公共の福祉を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (3) 政治、宗教活動等に関わるものと認められるもの
- (4) その他公益上不適当と認められたもの及び三戸町有料広告掲載基準により不適切と判断されるもの

（広告掲載の申込み等）

第6条 広告を掲載しようとする者は、三戸町有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿等（データ提出を含む。）を添えて、掲載したい月の前月1日までに町長に提出するものとする。

（広告掲載承認）

第7条 町長は、前条の申込みを受けたときは、別に定める三戸町有料広告掲載基準の規定に基づき審査し、掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を承認したときは、申込者に対して、三戸町有料広告掲載

承認通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

3 広告の掲載を承認しないときは、申込者に対して三戸町有料広告掲載不承認通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

4 広告の掲載を承認された者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を、町長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

（広告の取下げ）

第8条 広告主は、掲載中またはこれから掲載を行おうとする広告の掲載を取りやめたい時は、三戸町有料広告掲載取下げ申出書（様式第4号）を、掲載を取りやめたい月の前月15日までに町長に提出するものとする。この場合において、すでに納付済みの広告掲載料があるときは、これを還付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）広告主が広告掲載料を期日までに納付しなかったとき

（2）広告主が広告原稿等を期日までに提出しなかったとき

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、すでに納付済みの広告掲載料があるときは、これを還付しない。

3 町長は、広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、すでに納付済みの広告掲載料があるときは、これを還付するものとする。

（広告主の責任）

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。また、広告の掲載に関して、広告主が被った損害について、町は一切の責任を負わない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。